

(仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例について

1 制定背景等

① プラスチックごみ問題

プラスチックごみによる地球規模での海洋汚染が生態系等に悪影響を及ぼしている。身の回りのごみを回収容器及び定められた場所以外にみだりに捨てる行為、いわゆる「ポイ捨て」をせず正しく処理することは、プラスチックごみ等の河川や海への流出を防ぐためにも必要不可欠であり、持続可能な開発目標（SDGs）の目標12「つくる責任つかう責任」及び目標14「海の豊かさを守ろう」の達成に向け、市・市民・市民団体・事業者のパートナーシップによるさらなる取組を進める必要がある。

② 交流人口、関係人口の増加

新名神高速道路の開通や（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業、次世代型物流拠点の整備等、交流人口や関係人口の増加が見込まれる状況を踏まえ、城陽を訪れる多くの人々にも「きれいなまち・美しいまち城陽」を体現してもらうよう、環境教育・啓発活動を行い、さらなる環境意識の向上に結び付けたい。

③ 良好な生活環境の確保

ボランティア等による市内クリーン活動等の浸透により、ごみのない美しいまちづくりが進展しているが、ポイ捨てによるたばこの吸い殻をはじめ、ペットボトル・空き缶・紙くず・プラスチックごみ等のごみは未だ存在しており、良好な生活環境の確保を図るため、さらなる環境美化の推進に努めなければならない。

2 条例に定める主な内容

① 条例の名称

「城陽市ポイ捨て禁止条例」とする。

② ポイ捨て禁止の対象物

「ペットボトル等（ペットボトル、空き缶、空き瓶、紙パック等）、吸い殻等（紙巻きたばこ、加熱式たばこ等）、レジ袋等（レジ袋、プラスチック製容器包装、チューインガムのかみかす等）」とする。

③ 対象者

「市民等（市内に滞在する者、市内を通過する者等含む）」とする。

④ 対象場所

「市内全域の公共の場所等及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所」とする。

特に必要と認める区域をポイ捨て防止重点区域として指定することができることとする。

⑤ ポイ捨て禁止内容

「ペットボトル等、吸い殻等及びレジ袋等のごみを持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に投入することなくして、ポイ捨てをしてはならない」とする。

⑥ 自動販売機への回収容器設置

「自動販売機により飲食物等を販売する者は、その隣接する場所に回収容器を設置し、適正に管理するとともに、周辺の美化及び再資源化に努めなければならない」とする。

⑦ 罰則

次のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

「重点区域内においてポイ捨て禁止の規定に違反した者で、正当な理由がなくポイ捨て行為の中止又は原状回復の指導に従わなか

った者」とする。

「重点区域以外においては、ポイ捨て行為に対する指導を行い、指導に従わない場合は、勧告し、勧告に従わない場合は、命令し、その命令に従わない者」とする。

3 取組スケジュール（予定）

令和5年	3月	市議会へ報告 「(仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例について」
	6月	市議会へ報告「骨子案について」
	7月	パブリック・コメントの実施
	12月	市議会へ条例案を提案
令和6年	1月	公布
	1月～	市民等への周知
	4月	施行